

## **〔事案 25-102〕 契約無効請求**

・平成 25 年 12 月 25 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

無断で行われた契約であるとして、契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 3 年 7 月に 10 年確定年金保険を契約しているが、自分は申込書に署名捺印しておらず、また、その後本契約のカードが作成されているが、同様に自分の知らないものであり、勝手に契約貸付が行われていた。よって、無断でなされた契約は無効であるので、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が申込書を記載したものでないとしても、記載した申立人の配偶者への包括的同意、代理権授与がなされていれば、契約は有効である。
- (2) 仮に、無権代理であったとしても、以下の事情により申立人による黙示の追認があったと認められるので、契約は有効である。
  - ① カードによる契約貸付は契約の存在を前提とするが、契約貸付の経緯に関し、申立人は「貸付明細が送付されたことを知っていた」と発言しており、契約の存在について過去の時点ですでに了知していた。
  - ② 平成 16 年 10 月～12 月に、2 度にわたり本契約に付加された特約にもとづく給付金請求がなされているが、当該給付金の受領について「海外出張前に入院・手術したことにより給付金を受領した」と発言されており、同様に契約の存在を了知し、かつ契約にもとづく権利行使が積極的に行われたものと認められる。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件の主たる争点は、平成 3 年 7 月の申込書および告知書による本契約の申込みは誰が行ったのかという点である。
- (2) 本件は契約から 20 年以上経過しており、当事者の記憶が薄れている現状において、双方の主張および当審査会の事情聴取のみによっては、事実関係を確定することは困難であることが予想され、また、当事者双方の主張から、本件には申立人の配偶者が大きく関与していることが窺われるが、体調の関係で本件についての大部分の記憶が消えてしまっているとのことで、配偶者に対して本件の実事関係を確認することができない。
- (3) したがって、当該事実の認定は、当事者の反対尋問権が保障され（民事訴訟法 202 条、210 条参照）、宣誓した上での虚偽の陳述には、証人については偽証罪（刑法 169 条）、当事者については過料（民事訴訟法 209 条）の制裁が課される、裁判所（訴訟）における証拠調手続きにより行うことが適切であり、そのような制度を有していない裁判外紛争解決機関

(ADR)である当審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。